



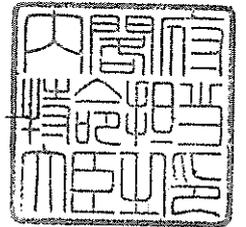
資料 2 - 3 - 1

消安全第 1 4 1 号  
平成 27 年 5 月 29 日

消費者委員会委員長  
河上 正二 殿

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

山口 俊



「教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用に関する建議」に対する  
消費者庁の実施状況について

平成 26 年 11 月 4 日付けの貴委員会の「教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用に関する建議」に対し、消費者庁の実施状況を別紙のとおり報告する。



## 「教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用に関する建議」 に対する消費者庁の実施状況について

### 1. 事故情報の収集

#### (建議事項1)

教育・保育施設等において消費者事故等が発生した場合、政府全体として事故の発生状況を的確に把握し、被害の拡大防止と再発の防止を図るため、消費者庁並びに内閣府、文部科学省及び厚生労働省は密接に連携し、次の措置を講ずること。

(1) 内閣府、文部科学省及び厚生労働省(以下「関係府省」という。)は、子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」という。)の施行に向けて、関係府省において平成26年9月から開催されている教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(以下「事故再発防止策検討会」という。)において、事故情報収集の仕組みを検討するに当たっては、消費者庁の協力を得て、消費者安全法第12条の規定に基づく通知制度を含めて検討すること。

(2) 厚生労働省は、事故情報を収集する仕組みのないベビーシッター事業や、十分に事業の実態を把握できていない小規模な認可外保育施設についても、事故情報を適切に収集する仕組みを構築すること。

(3) 消費者庁は、消費者安全法第12条の規定に基づく事故情報の通知制度について、関係府省に対し、消費者庁へ通知する教育・保育施設等における事故情報の範囲や通知方法を継続的に周知し、必要に応じて通知を督促すること。

また、関係府省は、教育・保育施設等において消費者事故等が発生した場合には、同条の規定に基づき、事故情報が漏れなく消費者庁に通知されるようにすること。

そのため、関係府省は、通知の対象となる消費者事故等が発生した場合の事故情報の通知に関して、地方公共団体の教育・保育施設等担当部局から所管府省を経て消費者庁へ通知する方法を含めて検討するとともに、地方公共団体を通じて、教育・保育施設等に対して事故情報の報告について協力を求めること。

#### 建議事項1(3)について

消費者庁では、消費者安全法の規定に基づく消費者事故等の情報の通知制度について、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」(平成26年11月17日)等の様々な機会を通じて、関係府省に説明してきたところである。さらに、消費者安全法の事故情報の範囲や通知方法について記載した「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を改訂し、教育・保育施設等の事故事例を記載すること等により内容を充実させ、関係府省の大臣官房長等に対し、地方公共団体等への周知を依頼した(平成27年3月27日)。

## 2. 事故情報の分析及び活用

### ( 建議事項 2 )

集約した教育・保育施設等における消費者事故等の情報について、その情報が被害の拡大防止及び再発防止に向けて確実に活用されるよう、消費者庁及び関係府省は、密接な連携により、次の措置を講ずること。

- ( 1 ) 関係府省は、新制度の実施に向けて、教育・保育施設等において事故の被害の拡大防止及び再発防止に役立つ情報のフィードバックを行うため、事故情報に関する教育・保育施設等の現場のニーズを的確に把握することができるよう、所管府省だけではなく、施設等の運営主体又は運営主体の団体や、地方公共団体の教育・保育担当部局等を交えた検討を行うとともに、新制度の実施以後も検討を継続的に行い、改善を図っていくこと。
- ( 2 ) 関係府省は、教育・保育施設等で発生した事故から得られた再発防止のための知識や注意喚起などの情報について、新制度に移行しないものも含め、すべての教育・保育施設等にフィードバックすること。  
また、消費者庁は、教育・保育施設等において発生する事故は、家庭においても起こり得るものであることに鑑み、子育て世帯にも情報を届けるよう取り組むこと。
- ( 3 ) 消費者庁は、関係府省における( 1 )の検討状況や( 2 )の実施状況を適切に把握し、フィードバックの取組に資するよう、事故情報を提供すること。また、教育・保育施設等に向けた事故情報のフィードバックのための資料作成などに「事故情報データバンク」などが活用できることを関係府省の協力を得て地方公共団体に周知すること。  
また、メール配信登録者に直接情報を届けることが可能な「子ども安全メール from 消費者庁」について保育従事者や子育て世帯に登録を促すなど、プッシュ型の配信方法の一層の活用を推進すること。
- ( 4 ) 関係府省は、事故再発防止策検討会で検討している事故情報のデータベース化にあたっては、消費者庁の「事故情報データバンク」や独立行政法人日本スポーツ振興センターの「学校事故事例検索データベース」など、既存のデータベースとの整合を図り、その活用を含めて検討すること。
- ( 5 ) 関係府省及び消費者庁は、教育・保育施設等における消費者事故等の検証については、個々の事故の検証を行うことと、被害の拡大防止や再発防止のための知見を得ることの二つの要請があることを踏まえ、前者の要請に対しては、検証の公正性を確保する必要があること、後者の要請に対しては全国で発生する事故を地域や施設等の種別に関わらず横断的に分析することが有効であることに鑑み、それぞれの目的を達成するために適切な検証体制の構築に向けた検討を行うこと。

#### 建議事項 2 ( 2 ) について

消費者庁では、教育・保育施設等において発生した事故情報について、「子ども安全メール from 消費者庁」を活用し、子育て世帯等に情報を届けるように取り組んだ。具体的には、保育園における滑り台の事故及び幼稚園におけるブランコの事故情報を活用し、子育て世帯等に注意喚起情報を送付した(平成 27 年 4 月 2 日及び 5 月 14 日)。

#### 建議事項 2 ( 3 ) について

消費者庁では、関係府省における教育・保育施設等の事故被害の拡大防止及び再発防止に関する検討状況の把握に努めており、今後必要に応じて、関係府省に対し事故情報の提供を行う予定である。消費者庁「事故情報データベースシステム」において、教育・保育施設等の関係者の利用を促進するため「保育施設等の事故情報リスト」を公表した(平成 27 年 5 月 12 日)。また、地方公共団体の消費者行政担当課長及び社会福祉施設担当課長宛てに、事故情報データベースの活用を促す通知を発出した(平成 27 年 5 月 29 日)。

また、「子ども安全メール from 消費者庁」について、今後の普及促進に向けて、その啓発チラシを消費者庁や地方公共団体等主催のイベントで配布しているほか、地方公共団体の広報誌への掲載を依頼した。さらに、医療機関等でのポスター掲載等の普及促進策について検討しているところである。

#### 建議事項 2 ( 5 ) について

消費者庁に設置された消費者安全調査委員会は、消費者安全法の規定に基づき、教育・保育施設等における事故を含め、生命身体事故等の原因及びその事故による被害発生の原因を究明し、同種又は類似の事故等の再発・拡大防止や被害の軽減のため講ずべき施策又は措置について勧告又は意見具申することを所掌事務としている。また、消費者安全法の規定に基づき、調査委員会の委員は、独立してその職権を行い、調査委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行うことができると認められる者のうちから内閣総理大臣が任命している。さらに、委員等が、調査対象となる生命身体事故等の事故等原因に関係があるおそれがある者等に該当する場合は、当該委員等が当該事故等原因調査等に従事することを制限している。

これまでも消費者庁から関係府省に対し、消費者安全調査委員会の仕組み及び活動等については説明を行ってきたところである。現在、関係府省において、教育・保育施設等における事故の再発防止のための事後的な検証の在り方について検討が行われている。消費者庁は関係府省に対し、消費者安全調査委員会の仕組み及び活動について説明を行うこと等により関係府省に協力している。